神奈川県衛生研究所特定事業VE提案要領

1 総 則

本要領は、神奈川県衛生研究所特定事業入札説明書3.(2)12)で規定する入札参加者の権利(以下、「VE提案」という。)を入札参加者が行使するにあたり、必要な事項を定めるものとします。

2 スケジュール

入札公告 (入札説明書等の公表)
入札説明書、VE提案要領に対する質問書受付
質問書に対する回答
入札参加資格確認申請書、VE提案書の提出
VE提案に対するヒアリング(必要に応じて)
入札参加資格確認通知、 V E 提案審査結果通知
入札書類提出
提案に対するヒアリング(必要に応じて)
審査結果の公表
仮契約
本契約

3 VE提案の範囲

VE提案の範囲は施工方法及び工事材料等設計図書に記載のあるもの全てを対象とします。ただし、次に該当するものは除きます。

機能、性能、品質が著しく落ちるもの

工期の延長を伴うもの

周辺地域に対して工事中の騒音、振動等が増加するもの

主要構造部に大きな変更を伴うもの

デザインが設計の意図と大きく異るもの

平面計画に大きな変更を伴うもの

設備計画に大きな変更を伴うもの

環境負荷が増大するもの及びリサイクル率が低下するもの

その他これらに類するもの

なお、上記に該当する場合でも、ライフサイクルコストを縮減し、建築物及び工作物の価値を高め、提供するサービス水準の向上を図るためにより大きな効果が得られると認められるものについては、この限りでありません。

また、設計図書に記載のないA棟部分も対象範囲となります。

4 質問回答

本VE提案要領について、質問のある場合はそれぞれ次により、質問書を提出してください。なお、VE提案範囲についての質問に関しては、入札参加者のノウハウ及び技術力と密接に関連する部分が多いことから、これを保護するために、質問者に対してのみ回答し、非公開とします。

VE提案要領に関する質問(様式2)

受付期間 平成12年9月18日(月)~9月19日(火)

回答日 平成12年10月3日(火)

VE提案範囲に関する質問(様式3)

受付期間 に同じ

回答日 に同じ

提出方法 指定様式により、郵送、e-mail のいずれかによります。

提出場所 〒 231-8588 横浜市中区日本大通り1(郵送の場合は住所不要)

神奈川県衛生部衛生総務室 新衛生研究所整備担当(県庁分庁舎6階)

E-mail neweiken.26@pref.kanagawa.jp

受付期間 上記期間の午前9時~午前12時、午後1時~午後5時 最終日必着のこと) いずれの場合も、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

回答方法 回答日以降に質問書提出場所にて回答します。

なお、一般的事項については、衛生研究所ホームページでも公開します。

http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/eiseisomu/neweiken.htm

質問及び回答について、電話及び口頭による対応は一切行いません。

5 VE提案書の提出

入札参加者はVE提案を行う場合は、次の事項を記載した書面(様式9-1~9-4)に審査委員会が判断できる資料、図面その他を添付して県に提出してください。なお、提出されたVE提案書(添付資料含む)は返却いたしません。

- ・VE提案の目的
- ・設計図書に定める内容とVE提案との対比(変更方法)
- ・VE提案の効果
- ・VE提案実施に際しての懸案事項及びその対策

提出方法 指定様式により、持参してください。

また、様式 9 - 2 については、可能な限り MicrosoftExcel により作成し、3.5 インチフロッピーディスクに保存し提出してください。

提出場所 4に同じ

提出期間 平成12年10月10日(火)~10月13日(金)

6 審 査

入札参加者から提出されたVE提案は衛生研究所整備審査委員会において、内容の適否

について審査を行います。

なお、審査委員会に先立って、提案内容のヒアリングを予定しています。その際には、 追加資料の請求を行う場合があります。

7 審査結果の通知

VE提案の採否については、審査後入札参加資格確認通知と併せて11月6日(月)に 発送します。提案可とされたVE提案についてのみ、これを反映した事業提案を行うこと ができます。

8 提案内容の保護

VE提案の内容については、入札参加者の技術力や創意工夫を保護するため、審査の採否にかかわらず、その部分が一般的に使用されている状態と、県が文書その他のもので合理的に判断した場合には、県は無償で使用できるものとします。それ以外については入札参加者の承諾を得た場合に限り、県はこれを使用できるものとします。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでありません。

なお、採用されたVE提案は、衛生研究所の運営に関し、県は無償で使用できるものとします。

また、採用されなかったVE提案は本事業には使用しません。

9 費用負担

VE提案に要する費用は、全て入札参加者の負担とします。また、VE提案を実施するに際して、建築基準法その他の手続きが必要なものについて、入札参加者の責任と費用負担により行ってください。

10 品質保証(責任の所在)

原設計図書に関する品質は県が保証します。ただし、VE提案によって変更された設計 内容及びその変更が影響を及ぼす部分について、品質保証及び発生する費用負担など一切 の責任は入札参加者が負うものとします。また、県がVE提案を適正と認めることにより、 入札参加者の責任が軽減されるものではありません。

また、実施したVE提案について、事業者は事業期間において効果を検証し、毎年度報告書を提出してください。

1 1 担当設計事務所

事業者がVE提案による設計図書の変更を行おうとする場合、本事業を担当する設計事務所(以下、「設計事務所」という。)において設計図書の変更を行わなければなりません。なお、それに要する費用は、入札参加者の負担とします。その金額については、VE提案審査結果通知書において県より指示します。

また、変更した設計図書は県により確認を行います。

なお、入札参加者が有する工業所有権等の排他的権利やその他の権利について、設計図書を変更するに際して必要な権限は設計事務所に付与してください。

設計事務所 株式会社 伊藤喜三郎建築研究所

12 VE提案が実施できない場合

採用されたVE提案が、工事着工前又は工事中に実施不可能となった場合は、原設計のとおり実施するものとします。その際には、事前に県に報告し、その確認を受けてください。この場合、当該VE提案をした場合の金額又は当該VE提案を実施しなかった場合の金額のいずれか安い方を本件工事費とします。

なお、建設工期の変更は行いません。

13 著作権

設計図書に関する著作権は、神奈川県設計業務委託契約約款第6条の規定に基づき、設計事務所又は神奈川県及び設計事務所に帰属します。VE提案に基づき、変更された設計図書の著作権も同様とします。

1 4 問い合わせ先

〒 231-8588 横浜市中区日本大通り 1

神奈川県衛生部衛生総務室 新衛生研究所整備担当(県庁分庁舎6階)

電 話 045(210)5029(直通)

FAX 045(210)8862

E-mail neweiken.26@pref.kanagawa.jp

http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/eiseisomu/neweiken.htm

事業者の選定について (VE提案審査と事業提案審査の関係について)

参加表明・入札参加資格申請

V E 提案

本一般競争入札への参加を希望する者は、参加表明書及び資格審査申請書 を提出して頂きます。

VE提案を行う場合には、参加表明書等の提出にあわせて、VE提案書を提出していただきます。VE提案は、入札参加者がコストやその他の事項で優れた事業提案を行うために、設計図書の一部を変更することができる入札参加者の権利と位置づけております。(入札説明書3.(2)12)「入札参加者の権利」を参照してください。)従って、VE提案は必ずしも行う必要はございません。

資格確認審査

資格確認審査はVE提案審査及び事業提案審査とは独立した審査で、地方 自治法施工令第167条の4の規定に該当しない者など、入札説明書3. (1)「入札参加者が備えるべき資格」について審査します。この時点で は、入札参加者が備えるべき資格を有していれば、全ての入札参加者が資 格確認を得ることとなります。事業者の絞り込みは行いません。

VE提案審査(採否の審査)

VE提案審査は、VE提案要領3「VE提案の範囲」に基づき、衛生研究 所整備審査委員会において、設計図書の変更の採否について審査します。 この時点で、VE提案の優劣や採点等の評価は行いません。

VE提案審査結果(設計図書の変更の採否)によって、維持管理を含めた 事業提案の内容や入札価格が大きく変動するため、事業提案の前にVE提 案審査を行います。

事業提案

入札参加者は提案可とされたVE提案についてのみ、これを反映した事業 提案(コスト縮減や機能性の向上など)を行うこと(入札参加者の権利の 行使)ができます。この時点でVE提案を取りやめることもできます。 VE提案書にVE提案実施の効果を記載するのは、VE提案の審査(採否) にあたって、目的及び効果等を参考とするためです。

事業提案審査

事業提案審査は衛生研究所整備審査委員会において、落札者決定基準に基 づき、価格及びその他の要素を総合的に評価し、最も有利なものを選定し ます。

入札参加者が行う部分

審査委員会が行う部分

新衛生研究所 設計コンセプト

本計画は神奈川県が保健衛生上必要な感染症や食品・薬品等の試験検査及び健康増進役立つ老化・免疫・栄養等に関する健康科学全般の研究をする施設として整備するものである。その内容は複雑・多岐にわたるものであるため、以下に示す計画においてそれらの特殊性に対応できる施設とする。

1 . 建築計画

計画建物では研究の性格上多種の病原性微生物、有害薬品等を取り扱うため、その計画においては安全性、セキュリティーに最もプライオリティーを置く必要がある。さらに研究施設は多くの特殊機能を有するためそれぞれに対応できるものでなければならない。特に実験室においては厳しい環境条件、機器の更新等が予想されるため、仕上、シャフト計画に留意し、フレキシビリティーがあり、維持管理が容易な計画とする。

外観は増築により2棟構成になることからボリューム、形状、仕上に配慮した上で、 周辺住民に不安を与えず、県有施設としてふさわしいものとする。さらに敷地が海に 比較的近いので、塩害対策には十分考慮する必要がある。

2. 空調・衛生計画

設備計画に関し、省資源、省エネルギーや地球環境への配慮だけでなく、研究所という建物の特殊性に対し十分な対応を講ずるものである。

まず各部門の機能、使用目的、室内環境条件に適した空調・換気システムであると同時に、防災・消火に対する配慮や将来の改修増設などへのフレキシビリティーを考慮しなければならない。また、細菌・ウイルス・化学物質・RIなどに対する安全性に配慮し、外部へ排出される水・空気・廃棄物が適切に処理されなければならない。さらに周辺に対する騒音や視覚公害そして既存施設との関連も考慮されねばならない。

3 電気設備計画

研究施設では最先端のハイテク技術への挑戦と新たな科学技術への夢をはぐくむ活動が期待される。そこで使用される機器は多岐にわたり、電気に対する依存度は非常に高くなっており、その供給に対しては絶対の信頼性が必要である。

また、研究施設は研究成果が得られるための機能性の追求とそこで研究に携わる人々の環境を考慮した人間尊重の空間づくりが重視される。このため本施設は安全性の追求、環境の保護、省エネルギー、妥当なコスト計画などを考慮した設計とする。

4 外構計画

外構はまず「茅ヶ崎市開発指導要綱」に準拠した必要施設を設け、県有施設の緑被率確保に関する実施要綱による緑被率30%、みどりの協定による植樹地率20%を確保した上で計画を進める必要がある。

敷地は工業専用地域で殺伐としている中で緑、水に囲まれた比較的恵まれた環境にある。そこでこれらを取り込み研究員が実験中に外を見たときに必ず視界に緑や水が目に入る植栽配置とし、更にこれらが周辺の景観形成にも寄与できる計画とする。

また造成計画においては新棟の掘削土を利用し、残土の場内処分を図る。

免震装置等の性能について

免震装置等について、表2の採用地震波に対し表1の耐震性能目標を設定しています。

表 1 耐震性能目標

地震動レベル (最大速度)	免震部材	上部構造	基礎の状態
	せん断歪 (相対変位)	層間変形角 (状 態)	を従い(小窓
レベル1	100 %以下 (14 cm以下)	1/3000 以下 短期許容応力度以下	短期許容応力度 以 下
レベル2	300 %以下 (41 cm以下)	1/2000 以下 短期許容応力度以下	短期許容応力度 以 下
余裕度 レベル	350 %以下 (48 cm以下)	1/1000 以下 弾性限耐力以下	弾性限耐力 以 下

表 2 採用地震波

	レベル1	レベル2	余裕度レベル
	最大速度(cm/s)	最大速度(cm/s)	最大速度(cm/s)
	最大加速度(cm/s²)	最大加速度(cm/s ²)	最大加速度(cm/s²)
ELCENTORO 1940NS	2 5	5 0	7 5
	2 5 5	5 1 1	7 6 6
TAET 1052EW	2 5	5 0	7 5
TAFT 1952EW	2 4 8	4 9 7	7 4 5
HACHINOHE 1968 NS	2 5	5 0	7 5
	1 6 5	3 3 0	4 9 5
模擬地震波(KANTOU)		7 7	1 1 6
		9 1 2	1 3 6 8